認定３市のプラスチック資源循環促進法に基づく再商品化計画概要

土佐市

土佐市では、これまでプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物を「燃えないごみ」として収集し、破砕後に焼却処理してきました。

再商品化計画について国の認定を受けたことから、令和９年４月からは、プラスチック使用製品廃棄物を一体的に分別収集し、再商品化する予定です。

これにより、プラスチック使用製品廃棄物を資源として有効活用するとともに、焼却量を削減し、焼却炉の負担軽減と施設の長寿命化につなげます。

須崎市

須崎市では、これまでプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物を「不燃ごみ」として月１回、ステーション方式で分別収集し、破砕後に埋立処分してきました。

再商品化計画について国の認定を受けたことから、令和９年４月からは、プラスチック使用製品廃棄物をプラスチック原材料に再商品化する予定です。

これにより、プラスチック使用製品廃棄物を資源として有効活用するとともに、埋立処分量の削減につなげます。

香南市

香南市では、これまでプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物を「粗大ごみ」として市内の受入場所で回収してきました。回収後は市内の中間処理施設で選別し、ポリプロピレンとポリエチレン単一素材のものは資源化し、それ以外は破砕後に焼却処理してきました。

令和７年５月には市内回収拠点にてプラスチックごみの分別回収を試験的に実施し、分別・選別の過程で問題なく処理できることを確認しました。これを踏まえ、再商品化計画について国の認定を受けたことから、令和９年４月からは、プラスチック使用製品廃棄物を再商品化する予定です。

また、これまで回収した「プラスチック製容器包装」に混入していた対象外のプラスチックごみは選別後に焼却していましたが、今後は一体的に再商品化し、資源として有効活用することで焼却量の削減につなげます。